

大分空港を起点とした MaaS 検討部会設置要綱

(設置)

第1条 大分空港を起点とした MaaS の導入について検討を行うにあたり、交通事業者や自治体等から幅広く意見を聴取するため、大分空港利用促進期成会内に大分空港を起点とした MaaS 検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 検討部会は、MaaS を活用した大分空港からの二次交通の利便性向上に係る検討及び実証実験に関する意見聴取、調整、連携などを目的とする。

(組織)

第3条 検討部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、大分県企画振興部交通政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、委員長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、検討部会を総括する。

(会議)

第5条 検討部会の開催は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるとき、委員以外の者を出席させ、関係事項についての説明及び意見を述べさせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 代理者は、委員とみなす。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、大分県企画振興部交通政策課で行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表	大分県企画振興部交通政策課長
	大分県商工観光労働部先端技術挑戦課長
	大分県商工観光労働部観光局観光政策課長
	大分市、別府市、国東市の交通関係担当課長
	大分交通株式会社自動車部長
	大分バス株式会社自動車部長
	亀の井バス株式会社営業部長
	九州旅客鉄道株式会社大分支社副支社長
	第一交通産業株式会社社長付次長
	大分航空ターミナル株式会社総務部長
	一般社団法人大分県バス協会専務理事
	一般社団法人大分県レンタカー協会事務局次長
	一般社団法人大分県タクシー協会専務理事
	大分市タクシー協会長
	別府市タクシー協会長
	大分空港タクシー協議会長
	九州運輸局大分運輸支局首席運輸企画専門官